

保護者の皆様

府中市教育委員会

緊急事態宣言再延長に伴う感染症対策徹底の継続等について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

先日、国は一都三県を対象とした緊急事態宣言の再延長を決定しました。このことによる子供の学びや心身への影響が懸念されるところです。

各学校においては、感染症対策の徹底を最優先して、教育活動に取り組んでまいります。子供の健やかな学びの保障や心身の健全育成上の観点から、各学年の総まとめ、学校生活の締めくくりとしての教育活動を推進するため、次のとおり、感染症対策の徹底を図りつつ、校外学習等の取組を進めてまいります。

本市の対応について、御理解いただくとともに、保護者の皆様にも御家庭における感染症対策の徹底に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 感染症対策の徹底

緊急事態宣言が解除されるまでの間、引き続き、感染症対策を徹底しながら学校運営を継続します。

2 校外学習等の実施

各学校は、実施の可否、内容、方法、代替策、参加できない児童・生徒への対応などを検討し、年度内の実施が必要と考えられ、かつ市教育委員会との協議で、感染防止対策（特に飲食の場面における対策）が十分に講じられていると確認されたときは、実施します。

なお、次に掲げる取組が行われているかを確認するものとし、必要に応じて次年度に繰り越すものとします。

- (1) 校外学習等における感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、バス等の乗車中や食事時の会話を控える等）の事前指導を徹底する。
- (2) 同居の家族も含め、児童・生徒の実施前の健康観察を徹底し、保護者への事前説明会や参加同意書の文書等を通して、発熱・体調不良者の参加は認められないことを確実に周知する。
- (3) 当日の出発前に、家庭及び学校で児童・生徒の体調確認（体温、体調チェック）を行う。発熱等の体調不良の場合には、参加を認めない。
- (4) 実施中の体調不良者の発生等の場合に、組織的な対応ができるよう、対処、救急及び緊急連絡体制を確認する。
- (5) 食物アレルギーや既往症等、健康上配慮を要する児童・生徒の参加について、学校は、保護者に対して、事前に主治医の指示を受けたうえで担任に相談するなど、事故の未然防止の徹底に向けた協力依頼を行う。

3 保護者との円滑な意思疎通の確保

保護者への連絡や家庭からの情報提供等、円滑な意思疎通が確保できるようにします。また、進級や卒業等に関連して保護者会を開催する必要がある場合には、保護者が安心して参加できるよう事前に内容・方法及び所要時間等とともに、参加できない場合の対応等について連絡するようにします。

4 クラブ活動・部活動等の取扱い

子供の健やかな学びの保障や心身の健全育成上の観点から、クラブ活動・部活動等については、次のとおり活動を制限し、感染症対策を徹底した上で実施します。

(1) 小学校におけるクラブ活動・委員会活動

感染症対策を徹底した上で実施する。ただし、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動（「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」）は行わない。

(2) 中学校における部活動

- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。
- 活動日は各部、週当たり平日4日以内とし、午後5時半までに下校する。
- 自校内での活動に限定し、校外での練習、他校との練習試合や合同練習などは行わない。

5 その他

(1) 校外学習やクラブ活動・部活動などの参加について、新型コロナウイルスへの感染が不安な場合などは、各学校へ御相談ください。

(2) 今後、国や都の要請等により本通知の内容に変更が生じた場合は、別途お知らせします。

[問合せ]

(市の対応等について)

府中市教育委員会教育部指導室

TEL 042(335)4063

(学校の対応等について)

府中市立府中十小学校

TEL 042(361)8410